「千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正(案)に対する 意見の概要と市の考え方

番号	意見の概要	市の考え方	修正
1		無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものとされている。法的位置づけの無い施設等として運営している事業者の中には、5人未満の住居を複数設置して、事業全体としては一定以上の生計困難者を対象として実施している場合がある。そのような場合は、利用者保護の観点から、無料低額宿泊所として届出対象とする必要がある。一方で、地域の中にある小規模な住宅等を活用した事業形態は、より居宅に近い形の生活を送る中で職員の巡回による支援が可能となるため、居宅移行支援等に向けた訓練や準備を行う場としての役割も期待される。上記により、本体施設に付随して一体的に運営される5人未満の住居(サテライト型住居)を設置する形態について、無料低額宿泊事業として届出対象とされることとなった。ただし、その場合、住居内に職員が常駐しないことになるから、利用者の支援に支障が生じないよう、住居間の距離、入居者数等について、一定の要件を設けることとされた。	無
2	千葉市の特有事情があるか。	条例改正にあたり、千葉市独自の基準等はなく、省令に準拠する。	無